

# 一般財団法人地方競馬共済会会員規程

	昭和45年	8月18日		
改正	昭和46年	3月16日	46地競共第	35号
	昭和49年	11月6日	49地競共第	313号
	昭和52年	3月23日	51地競共第	356号
	昭和54年	11月13日	54地競共第	198号
	昭和55年	3月18日	54地競共第	317号
	昭和55年	6月11日	55地競共第	59号
	昭和57年	3月12日	56地競共第	298号
	昭和59年	5月30日	59地競共第	50号
	昭和61年	3月6日	60地競共第	314号
	昭和63年	4月1日	63地競共第	1号
	昭和63年	11月25日	63地競共第	263号
	平成3年	3月1日	2地競共第	921号
	平成4年	3月6日	3地競共第	870号
	平成7年	3月20日	6地競共第	1033号
	平成8年	3月21日	7地競共第	1085号
	平成11年	3月12日	10地競共第	981号
	平成17年	3月17日	16地競共第	817号
	平成19年	3月22日	18地競共第	650号
	平成24年	3月31日	23地競共第	780号

(総則)

**第1条** 地方競馬共済会定款第6条第2項第4号及び第5号に掲げる事項については、この規程の定めるところによる。

(資格要件)

**第2条** 次に掲げる者でなければ、地方競馬共済会（以下「共済会」という。）の会員となることができない。

- (1) 地方競馬全国協会の調教師、調教師補佐及び騎手の免許を受けている者（外国において馬の調教又は騎乗に関し免許を受けている者に係る臨時試験に合格し免許を受けている者を除く。）
- (2) 厩務員の設置について認定を行う者（以下「認定者」という。）の定める厩務員設置認定要綱（以下「要綱」という。）に基づいて厩務員認定（仮認定を除く。）を受けている者（以下「厩務員」という。）

第2条の2 共済会の会員となろうとする者は、65歳未満の者でなければならない。

(加入手続)

第3条 共済会の会員となろうとする者は、様式第1号の入会申請書を理事長に提出しなければならない。

(資格の発効)

第4条 理事長は、第3条の申請書に記載された事項が真実であると認めるときは、すみやかに会員として承認し、様式第2号の会員証を申請者に交付しなければならない。

(資格の喪失)

第5条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 脱会の申し出が受理されたとき。
- (3) 免許若しくは認定が取り消され、又は免許若しくは認定の効力が失われたとき。(会員が第3項第6号に該当したときを除く。)
- 2 前項第3号の規定は、会員が免許若しくは認定が取り消され、又は免許若しくは認定の効力が失われた日から1ヵ月以内に認定の申請をした場合において、該当免許若しくは認定が取り消され、又は免許若しくは認定の効力が失われた日から6ヵ月以内に認定を受けることが明らかなきときは適用しない。ただし、認定を受けないことが明らかになったときは、前項第3号の規定を適用する。
- 3 理事長は、会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その会員の資格を取り消す。
  - (1) 虚偽若しくは不正の事実に基づいて会員となり、又は虚偽若しくは不正の事実に基づいて地方競馬共済会給付規程(以下「給付規程」という。)若しくは地方競馬共済会特別給付規程(以下「特別給付規程」という。)に基づく給付を受けたことが判明したとき。
  - (2) 正当な理由がないのに会費を4ヵ月以上納入しなかったとき。
  - (3) 第5条の2に該当する会員にあっては、正当な理由がないのに会費を納入しなかったとき。
  - (4) 会員証を偽造し、変造し、又は不正に行使したとき。
  - (5) 所属競馬場等の変更の届出を怠り又は給付に関する調査を拒否する等会員としての義務を履行しなかったとき。
  - (6) 評議員の3分の2以上が会員の資格を取り消すことが適当と認め、理事会においても同様の決議がなされたとき。

(競馬の廃止に伴う資格の喪失)

**第5条の2** 競馬を廃止した競馬場に所属する会員(当該競馬場以外の競馬場に新たに所属した者を除く。)にあつては、廃止する前の当該競馬場の最終開催に属する月に3ヵ月を加えた月の末日をもって会員資格を失うものとする。(会員が第5条第1項各号に該当したときを除く。)

(資格喪失の時期)

**第6条** 会員が第5条第1項第1号に該当する場合にあつては、死亡の日、同項第2号に該当する場合にあつては、理事長が脱会の申請書を受理した日、同項第3号及び同条第2項のただし書きに該当する場合にあつては、免許若しくは認定が取り消され、又は免許若しくは認定の効力が失われた日、同条第3項の第2号を除く各号の一に該当する場合にあつては、資格取消の日、同項第2号に該当する場合にあつては、免許若しくは認定が取り消され、又は免許若しくは認定の効力が失われた日、又は会費を4ヵ月納入しなかつた月の末日のいずれか早い日、第5条の2に該当する場合にあつては、廃止する前の当該競馬場の最終開催に属する月に3ヵ月を加えた月の末日を、それぞれの会員の資格を喪失した日とする。

(会員又はその遺族の権利)

**第7条** 会員又はその遺族は、給付規程に定める給付を受けることができる。

2 前項に定めるもののほか、騎手である会員又はその遺族は、特別給付規程の定めるところにより競走中その他騎手が地方競馬主催者の管理下にある間における事故について特別の給付(以下「特別給付」という。)を受けることができる。

3 会員は、会員の資格について異議のあるときは、別に定める不服審査会に審査を請求することができる。

(会員の義務)

**第8条** 会員は、月額2,800円の会費を毎月20日までに共済会に納入しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、騎手である会員は、特別給付規程に定めるところにより、特別会費を納入しなければならない。ただし、特別給付の受給を希望しない騎手である会員にあつては、この限りではない。

3 会員は、この規程及び給付規程に定める報告、届出、給付に関する共済会の指示、調査等に協力しなければならない。

4 会員は、入会申請書の記載事項に変更があつた場合は、様式第3号の入会申請書記載事項変更届書を理事長に提出しなければならない。

5 会員は、第5条第1項第2号の脱会の申出をするときは、様式第4号の脱会申請書を理事長に提出しなければならない。

**附 則**

この規程は、昭和45年8月18日から実施し、昭和45年10月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、昭和46年3月16日から実施し、昭和46年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、昭和50年4月1日から適用する。

**附 則**

- 1 この規程は、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 この規程適用の際現に会員となっている者は、この規程による会員とみなす。ただし、改正前の厩務員のうち認定を受けられなかった者は、この限りでない。
- 3 要綱が制定されていない競馬場に所属する改正前の厩務員にあっては要綱が制定されるまでの間はなお従前の規程による。

**附 則**

この規程は、昭和55年4月1日から適用する。

**附 則**

この規程は、昭和55年6月11日から適用する。

**附 則**

この規程は、昭和57年6月1日から適用する。

**附 則**

- 1 この規程は、昭和59年5月30日から実施する。
- 2 この規程実施の際現に地方競馬教養センターの入所を許可されている騎手候補生であって会員であるものに係る会員資格の取扱については、なお従前の例による。
- 3 第40期、第41期、第42期及び第43期長期騎手候補生又は第16期短期騎手候補生（前項に該当する騎手候補生を除く。）が会員となった場合には、その者が騎手候補生の身分を有する限り、会員となった日の属する月を除き、会費を徴収しない。

**附 則**

この規程は、昭和61年7月31日から実施する。

**附 則**

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から実施する。
- 2 この規程改正の際現に実施されている改正前の様式による届出書は、改正後の様式による届出書により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成元年4月1日から実施する。
- 2 この規程改正の際現に提出されている改正前の様式による申請書、届出書は、改正後の様式による申請書、届出書により提出されたものとみなす。
- 3 この規程改正の際現に交付されている会員証は、改正後の様式による会員証とみなす。

附 則

この規程は、平成3年6月3日から実施する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記のあった日(平成25年4月1日)から実施する。